

改修による性能改善効果の評価ツール

CASBEE[®] すまい改修チェックリスト

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency

●評価マニュアル

発行：IBEC 一般財団法人
建築環境・省エネルギー機構

1. CASBEE すまい改修チェックリストとは

現在、わが国では住宅ストックを形成する既存住宅の耐震性、省エネ性、バリアフリー性などを向上させる改修の推進が課題となっている。本チェックリストは、改修によるこれら性能の改善効果を明示的に示すツールであり、建築物の環境性能を評価する CASBEE（建築環境総合性能評価システム）※¹ のすまい系ツールの一つとして開発されたものである。

改修時に本ツールを利用することで、環境性能を向上させるために取り組むべき課題が明らかになり、より良い改修につながることを期待される。

※¹ CASBEE：2001年に国土交通省の主導の下に（一財）建築環境・省エネルギー機構（IBEC）内に設置された委員会において開発が進められ、様々な建築物・街づくり等を評価するツールが公開されている。すまい系ツールとしては、これまでに「CASBEE-戸建（新築）」「CASBEE 戸建 - 既存」「CASBEE-住戸ユニット（新築）」が公開されている。

2. 何を評価するのか

本ツールでは、より良い改修を行うためには「すまいを快適・健康・安心にすること」「エネルギーを大切に使えること」「すまいを長く使い続けられること」にバランス良く取り組むことが特に重要と考え、これら进行评估する 17 の評価項目を設定した。このうち「断熱性能」については、室内の快適性と省エネルギー性それぞれの観点から、下表の 1 と 2 の双方で評価する。

【評価対象】

区 分	評価対象	項目数
1. すまいを快適・健康・安心にする	断熱性能、適切な空調計画、室内空気環境への配慮、バリアフリーへの配慮、ヒートショック対策	7
2. エネルギーを大切に使う	断熱性能、設備の省エネ性能、発電設備等の有無	7
3. すまいを長く使い続ける	耐久性、耐震性、維持管理の容易さ	3

3. 評価の方法

各評価項目は、水準の異なるレベル 1 から 4 までの 4 段階で評価する。各レベルの水準は以下を目安として定めた。

【水準設定の考え方】

レベル	水準の目安
レベル 1	レベル 2 を満たさない
レベル 2	改修を必要とする通常の住宅の水準
レベル 3	何らかの改修工事によって性能向上が見られるもの
レベル 4	新築住宅においても今後目指すべき高い水準

なお評価基準については、住宅の改修工事が短期間で行われることが多い現実を踏まえ、手間のかかる計算や検査等は求めず、できる限り現場や図面等を見て判断できるよう配慮している。ただし一部の評価項目の最高レベルにおいては、日本住宅性能表示基準など他制度の基準を引用しており、若干手間がかかる評価を求めている場合もある。

評価された4段階のレベルはそのまま4点満点のスコアに置き換え、これを全17項目について改修前と改修後それぞれについて比較することで、各評価項目の改善効果を確認する。また、3区分ごとの平均スコア、全17項目の平均スコアについても改修前後を比較し、区分毎や改修工事全体による改善効果についても確認することができる。

4. 評価対象範囲の考え方

本ツールでは、評価項目ごとに評価対象範囲が異なる。これは、改修工事により性能の向上が特に望まれる範囲を設定したものであり、住宅全体を対象としたものと、特定の空間に限定したものがある。このため、実際の改修工事の対象範囲と評価対象範囲とが一致しない場合もある。

なお、断熱性能と空気環境を評価する次の3つの評価項目については、住宅全体での性能向上が望ましいものの、実際には部分的な改修が行われることが多いことを勘案し、「住宅全体」と「主要な生活空間^{※2}」のどちらの範囲でも評価できるようにした。

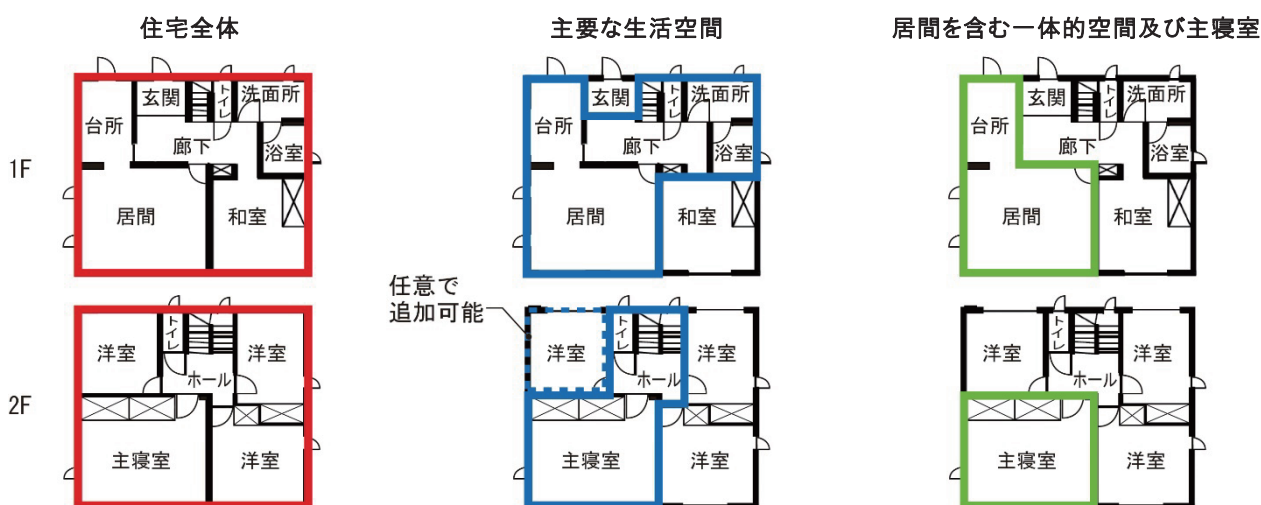
「1. すまいを快適・健康・安心にする」の「(1) 適切な断熱性能が確保されているか」

「1. すまいを快適・健康・安心にする」の「(4) 良好な空気環境に配慮されているか」

「2. エネルギーを大切に使う」の「(1) 適切な断熱性能が確保されているか」

以下に主な評価対象範囲を図で例示する。

【評価対象範囲】



※2 主要な生活空間：居間を含む一体的空間、寝室、浴室、洗面所（脱衣室）、トイレ、それらをつなぐ移動空間。さらに任意で他の空間を追加することができる。

5. 評価項目と評価対象範囲の一覧

【1. すまいを快適・健康・安心にする】

評価項目	評価対象範囲	
(1) 適切な断熱性能が確保されているか	住宅全体	主要な生活空間
(2) 適切な暖房計画がなされているか	居間を含む一体的空間及び主寝室	
(3) 適切な冷房計画がなされているか	居間を含む一体的空間及び主寝室	
(4) 良好な空気環境に配慮されているか	住宅全体	主要な生活空間
(5) 廊下・階段等においてバリアフリーに配慮されているか	主要な生活空間	
(6) 浴室とトイレにおいてバリアフリーに配慮されているか	浴室とトイレ	
(7) ヒートショックの抑制に配慮されているか	浴室、脱衣室、トイレ、居間を含む一体的空間及び主寝室からの移動空間	

【2. エネルギーを大切に使う】

評価項目	評価対象範囲	
(1) 適切な断熱性能が確保されているか	住宅全体	主要な生活空間
(2) 暖房設備の省エネルギー性に配慮されているか	居間を含む一体的空間	
(3) 冷房設備の省エネルギー性に配慮されているか	居間を含む一体的空間	
(4) 給湯設備の省エネルギー性に配慮されているか	住宅全体	
(5) 照明設備の省エネルギー性に配慮されているか	住宅全体	
(6) エネルギーのマネジメントに配慮されているか	住宅全体	
(7) 太陽光発電や家庭用燃料電池等が設置されているか	住宅全体	

【3. すまいを長く使い続ける】

評価項目	評価対象範囲	
(1) 住宅を長期に使用できるよう耐久性が確保されているか	住宅全体	
(2) 自然災害に耐える性能が確保されているか	住宅全体	
(3) 維持管理が容易に行えるよう配慮されているか	住宅全体	

6. 評価ソフトウェア

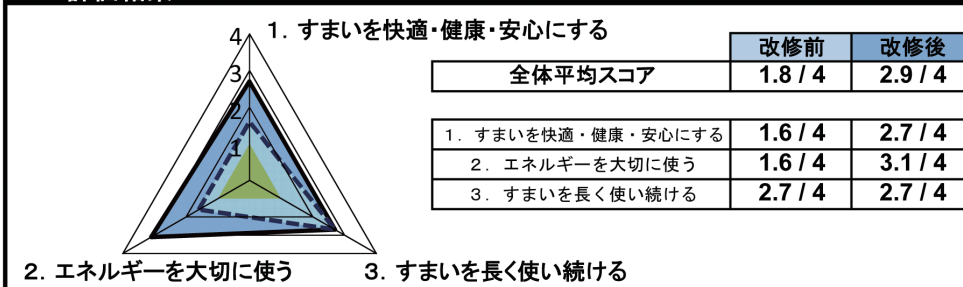
評価した結果を専用の評価ソフトウェア（Microsoft Excel 2013 上で開発されたデータファイル）に入力することで、下記のとおり結果シートを作成することが可能である。ソフトウェアおよび詳細な入力方法の解説は、http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_home/kaisyu_checklist/ からダウンロードすることができる。

CASBEE® すまい改修チェックリスト

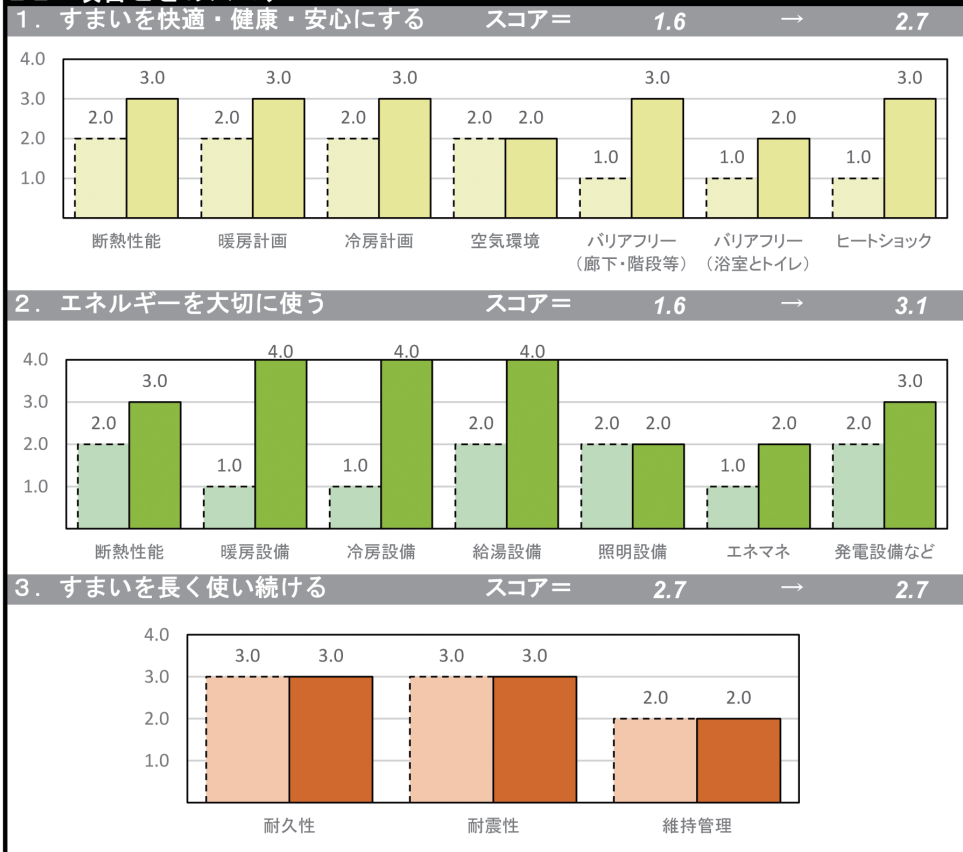
バージョン: CASBEE-DH_RN_2015(v1.0)

1-1 建物概要				1-2 改修概要	
建物名称	●●●●●邸			改修竣工年月	2015年7月29日
竣工年月	1992年4月			評価対象範囲	断熱性能等は「主要な生活空間」で評価
建設地	東京都練馬区			改修範囲	断熱; 1階全面 換気; 改修なし
省エネ地域区分	6	地域		改修概要	1階全体の断熱改修、およびバリアフリー化を行った。またLDKのエアコンを高効率のものに、給湯設備は一般ガス給湯器から潜熱回収型に交換した。更に太陽光発電システムを設置した。
構造・構法	木造軸組工法				
階数	地上2階建て				
延床面積	125	m ²			
世帯人数	3	人			
評価の実施日	2015年7月29日				
評価者	○○○○				

2-1 評価結果



2-2 項目ごとのスコア



7. 評価基準

1. すまいを快適・健康・安心にする

評価項目	評価基準と補足説明	
(1) 適切な断熱性能が確保されているか	レベル 1	レベル 2 を満たさない。
	レベル 2	評価対象範囲において、①または②を満たしている。 ①外気に接する壁・床・天井（または屋根）が断熱されている。 ②開口部（小窓を除く）が断熱されている。
	レベル 3	評価対象範囲において、レベル 2 の①と②を満たしている。
	レベル 4	住宅全体において、日本住宅性能表示基準「5-1 断熱等性能等級」の等級 4 相当と確認できる。
	【補足説明】 「断熱されている」の場合の断熱性能は問わない。 「断熱されている」場合、気流止めが適切に施工されていることが前提となる。 「開口部が断熱されている」とは、複層ガラスあるいは二重以上の窓とする。サッシの種類は問わない。 - 評価対象範囲を「主要な生活空間」とした場合でも、レベル 4 は住宅全体で評価する。	
(2) 適切な暖房計画がなされているか	レベル 1	居間を含む一体的空間及び主寝室において、暖房設備が設置されていない。
	レベル 2	居間を含む一体的空間及び主寝室において、容量が十分でないまたは容量が確認できない暖房設備が設置されている。
	レベル 3	居間を含む一体的空間において、適切な容量の暖房設備が設置されている。
	レベル 4	居間を含む一体的空間及び主寝室において、適切な容量の暖房設備が設置されている。
	【補足説明】 - 採暖器具（こたつ、電気カーペットなど）や開放型暖房機は暖房設備とみなさない。 - 暖房設備を設置しなくても快適な温熱環境を確保できると判断される場合はレベル 4 とする。 「適切な容量の暖房設備」の判断の目安は、[注 (1)] を参照。	
(3) 適切な冷房計画がなされているか	レベル 1	居間を含む一体的空間及び主寝室において、冷房設備が設置されていない。
	レベル 2	居間を含む一体的空間及び主寝室において、容量が十分でないまたは容量が確認できない冷房設備が設置されている。
	レベル 3	居間を含む一体的空間において、適切な容量の冷房設備が設置されている。
	レベル 4	居間を含む一体的空間及び主寝室において、適切な容量の冷房設備が設置されている。
	【補足説明】 - 冷房設備を設置しなくても快適な温熱環境を確保できると判断される場合はレベル 4 とする。 「適切な容量の冷房設備」の判断の目安は、[注 (2)] を参照。	
(4) 良好な空気環境に配慮されているか	レベル 1	レベル 2 を満たさない。
	レベル 2	評価対象範囲において、室内空気質に配慮された建材を用いている、または対象となる建材が 5 年以上用いられた状態である。
	レベル 3	評価対象範囲において、レベル 2 を満たした上で、換気設備が設置されている。
	レベル 4	評価対象範囲において、レベル 3 を満たした上で、台所、浴室、便所で発生する汚染物質が換気等により適切に処理されている。
	【補足説明】 - 対象となる建材は、内装仕上げ（ただし柱などの軸材や廻り縁、窓台、巾木、建具枠、部分的に用いる塗料、接着剤は除く）および天井裏等（天井裏などに換気などの措置がある場合を除く）の下地材等とする。 「室内空気質に配慮された建材」とは、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない建材（日本工業規格、または日本農林規格の F☆☆☆☆等級相当以上）をいう。 - 換気設備とは、評価対象空間を 24 時間連続して換気できる設備をいう。	

評価項目	評価基準と補足説明	
(5) 廊下・階段等 においてバリアフリーに 配慮されている か	レベル 1	レベル 2 を満たさない。
	レベル 2	主要な生活空間において、①または②を満たしている。 ①廊下と各室の間に段差（5mm以上）がない。 ②玄関と階段に手すりが設置されている。
	レベル 3	主要な生活空間において、レベル 2 の①と②を満たしている。
	レベル 4	主要な生活空間において、レベル 3 を満たした上で、廊下、出入り口で車いすの通行に有効な幅（廊下は有効 780mm以上、出入口（玄関含む）は 750mm以上）が確保されている。
	【補足説明】 - ここでは、「主要な生活空間」に玄関を含む。 - レベル 2 ①の「各室」とは、各居室、台所、洗面所（脱衣所）を示す。	
(6) 浴室とトイレ においてバリアフリーに 配慮されている か	レベル 1	レベル 2 を満たさない。
	レベル 2	浴室とトイレにおいて、①または②を満たしている。 ①入口に段差がない。 ②便器と浴槽付近に手すりが設置されている。
	レベル 3	浴室とトイレにおいて、レベル 2 の①と②を満たしている。
	レベル 4	浴室とトイレにおいて、レベル 3 を満たした上で、介助者が介助可能な広さが確保されている。
	【補足説明】 - レベル 2 の段差は以下を除く。 【浴室】20mm以下の単純段差としたもの、または浴室内外の高低差を 120mm以下、またぎ高さを 180mm 以下とし、かつ、手すりを設置したもの。[注（3）] 【トイレ】5mm未満の段差 - レベル 4 における「介助者が介助可能な広さ」とは、日本住宅性能評価基準「9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）」の等級 3 で定められる以下の基準を満たすこと。 【浴室】浴室の短辺を内法寸法で 1,300mm以上、面積を内法寸法で 2㎡以上とする。 【トイレ】便器を腰掛け式とし、次のアまたはイに当てはまるもの。 ア：長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む）が内法寸法で 1,300mm以上であること。 イ：便器の前方または側方について便器と壁との距離（ドアの開放により確保できる部分または軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が 500mm以上であること。	
(7) ヒートショック の抑制に配慮 されている か	レベル 1	レベル 2 を満たさない。
	レベル 2	脱衣室に暖房設備が設置できる。
	レベル 3	レベル 2 に加え、浴室、脱衣室の外気に接する壁・床・天井（または屋根）が断熱されている。
	レベル 4	レベル 3 に加え、居間を含む一体的空間及び主寝室からの移動空間とトイレも断熱化された区画内にある。
	【補足説明】 - レベル 2 の「暖房設備」は採暖器具でも良い。 - レベル 2 の「暖房設備が設置できる」とは、既に暖房設備が設置されているか、暖房設備を設置するためのスペースやコンセント等が備えられていることをいう。 - 浴室に暖房設備が設置されている場合もレベル 2 と評価してよい。 - レベル 3 における「断熱されている」の場合の断熱性能は問わない。 - レベル 3 における「断熱されている」の場合、気流止めが適切に施工されていることが前提となる。	

【注（１）】適切な容量の暖房設備の判断の目安

①エアコン

通常、エアコンのカタログや説明書には、暖房能力に応じた適切な室の大きさが示されている。室の大きさに幅がある場合、目安として、小さい数値が木造和室南向きを、大きい値が RC 造マンション南向きを示す。特に、「必要な断熱性能が確保されているか」においてレベル 4 の住宅においては、上記目安を上限として選定し、居室面積に対して過大な暖房能力を持つ機器の選定は避けるよう配慮する。

* 暖房能力 2.2kW（6～7 畳）と表記されている場合、6 畳は木造和室南向きを、7 畳は RC 造マンション南向きを示す。

2.2kW (6～7 畳)	2.5kW (6～8 畳)	2.8kW (7～9 畳)	3.6kW (9～12 畳)	4.0kW (11～14 畳)
------------------	------------------	------------------	-------------------	--------------------

②FF ストープ、半密閉型ストープ、ラジエーター

当該居室の最大暖房負荷以上の能力を有する設備が選定されている。ただし、過大な暖房能力を持つ機器を選定しないよう配慮する。

③床暖房

- ①当該居室の床面積（内法）の概ね 6 割以上に床暖房を設置する。この場合、床から天井面までの家具（クローゼット、システムキッチン等）の投影面積は居室面積から除外する。
- ②居間と台所等が空間として繋がっている場合、台所等に床暖房を設置することが望ましいが、そうでない場合居間の床暖房設置割合を可能な限り高め、概ね 7 割以上とする。
 - ・吹き抜け空間や、窓面積が大きい場合は、上記判断により選定しても、暖房能力が不足する場合があるので注意する。

【注（２）】適切な容量の冷房設備の判断の目安

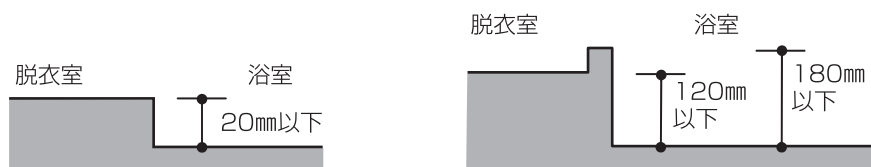
①エアコン

通常、エアコンのカタログや説明書には、冷房能力に応じた適切な室の大きさが示されている。室の大きさに幅がある場合、目安として、小さい数値が木造和室南向きを、大きい値が RC 造マンション南向きを示す。

* 冷房能力 2.2kW（6～9 畳）と表記されている場合、6 畳は木造和室南向きを、9 畳は RC 造マンション南向きを示す。

2.2kW (6～9 畳)	2.5kW (7～10 畳)	2.8kW (8～12 畳)	3.6kW (10～15 畳)	4.0kW (11～17 畳)
------------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------

【注（３）】「浴室とトイレにおいてバリアフリーに配慮されているか」のレベル 2 における浴室の段差



2. エネルギーを大切に使う

評価項目	評価基準	
(1) 適切な断熱性能が確保されているか	レベル 1	レベル 2 を満たさない。
	レベル 2	評価対象範囲において、①または②を満たしている。 ①外気に接する壁・床・天井（または屋根）が断熱されている。 ②開口部（小窓を除く）が断熱されている。
	レベル 3	評価対象範囲において、レベル 2 の①と②を満たしている。
	レベル 4	住宅全体において、日本住宅性能表示基準「5-1 断熱等性能等級」の等級 4 相当と確認できる。
	【補足説明】 ・1.(1) と同じ評価とする。	
(2) 暖房設備の省エネルギー性に配慮されているか	レベル 1	居間を含む一体的空間において、暖房設備を設置しない、あるいはレベル 2 を満たさない（効率が不明な場合を含む）。
	レベル 2	居間を含む一体的空間において、エアコン（統一省エネラベルの多段階評価★）、または「2.(4) 給湯設備」におけるレベル 1 相当の熱源機による温暧暖房が設置されている。
	レベル 3	居間を含む一体的空間において、エアコン（統一省エネラベルの多段階評価★★）、燃焼式 FF ストープ、燃焼式半密閉型ストープ、「2.(4) 給湯設備」のレベル 2 相当の熱源機による温暧暖房が設置されている。
	レベル 4	居間を含む一体的空間において、エアコン（統一省エネラベルの多段階評価★★★）、「2.(4) 給湯設備」のレベル 3 相当の熱源機による温暧暖房が設置されている。
	【補足説明】 ・「1.(2) 適切な暖房計画がなされているか」で、暖房設備を設置しなくても快適な温熱環境を確保することができると判断されレベル 4 とした場合は、こちらもレベル 4 とする。 ・複数の設備が採用されている場合は、主たる暖房設備で判断する。 ・エアコンの統一省エネラベルの多段階評価が不明な場合は、カタログ記載の省エネ基準達成率より下記のとおり判断する。達成率 107% 以上：★★★ 達成率 100% 以上：★★ 達成率 100% 未満：★	
(3) 冷房設備の省エネルギー性に配慮されているか	レベル 1	居間を含む一体的空間において、冷房設備を設置しない、あるいはレベル 2 を満たさない（効率が不明な場合を含む）。
	レベル 2	居間を含む一体的空間において、エアコン（統一省エネラベルの多段階評価★）、または同等の機器効率の冷房設備が設置されている。
	レベル 3	居間を含む一体的空間において、エアコン（統一省エネラベルの多段階評価★★）、または同等の機器効率の冷房設備が設置されている。
	レベル 4	居間を含む一体的空間において、エアコン（統一省エネラベルの多段階評価★★★）、または同等の機器効率の冷房設備が設置されている。
	【補足説明】 ・「1.(3) 適切な冷房計画がなされているか」で、冷房設備を設置しなくても快適な温熱環境を確保することができると判断されレベル 4 とした場合は、こちらもレベル 4 とする。 ・複数の設備が採用されている場合は、主たる冷房設備で判断する。 ・エアコンの統一省エネラベルの多段階評価の判断は 2.(2) を参照。	

評価項目	評価基準	
(4) 給湯設備の省エネルギー性に配慮されているか	レベル 1	レベル 2 を満たさない。
	レベル 2	燃料系瞬間式給湯器を採用している。
	レベル 3	高効率な給湯機（燃料系潜熱回収瞬間式給湯器、電気ヒートポンプ式給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用コージェネレーションシステム）を採用している。
	レベル 4	レベル 3 を満たした上で、節湯型機器または断熱タイプの浴槽を使用している。
	【補足説明】 ・レベル 4 における節湯型機器は、台所、浴室、洗面の水栓のいずれかに節湯型機器（A1、B1、C1 のいずれか。カタログ等で確認可）を採用していること。	
(5) 照明設備の省エネルギー性に配慮されているか	レベル 1	照明機器の過半に白熱灯を採用している。
	レベル 2	照明機器の一部に白熱灯を採用している。
	レベル 3	①または②を満たしている。 ①照明機器に白熱灯を全く採用していない。 ②照明機器の一部に白熱灯を採用しているが、過半に Hf 型蛍光灯または LED を採用している。
	レベル 4	照明機器に白熱灯を全く採用せず、過半に Hf 型蛍光灯または LED を採用している。
(6) エネルギーのマネジメントに配慮されているか	レベル 1	レベル 2 を満たさない。
	レベル 2	住宅内において、住宅全体の電力使用量の計測データを表示することができる。（電力メーターは除く）
	レベル 3	レベル 2 を満たした上で、分岐回路単位、部屋単位、機器単位のいずれかについて、電力使用量の計測データを表示することができる。
	レベル 4	低炭素建築物認定基準の選択的項目に示された水準を満たす HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）が設置されている。
	【補足説明】 ・レベル 4 を満たす HEMS の水準は、次の①から④までの全てに該当すること。 ①住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、蓄電量・放電量のいずれかについて、電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が 30 分以内であること。 ②住宅内において、電力使用量の計測データを表示することができること。 ③ HEMS 機器により測定したデータの保存期間が、以下のいずれかであること。 ・表示する電力使用量の所定時間単位が 1 時間以内の場合は、1 ヶ月以上 ・表示する電力使用量の所定時間単位が 1 日以内の場合は、13 カ月以上 ④ ECHONETLite による電力使用の調整機能（自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能）を有すること。	
(7) 太陽光発電や家庭用燃料電池等が設置されているか	レベル 1	（該当なし）
	レベル 2	設置されていない。
	レベル 3	①～⑤のいずれか 1 つに取り組んでいる。 ①太陽光発電システム ②家庭用燃料電池システム ③家庭用ガスエンジン式コージェネレーションシステム ④太陽熱利用システム ⑤その他
	レベル 4	①～⑤のいずれか 2 つに取り組んでいる。
	【補足説明】 ・「⑤その他」の例としては、通風や蓄熱、日射の制御などがある。 ・「⑤その他」を評価する場合は、評価ソフトウェアの結果シート「1-2 改修概要」の記述欄に、具体的な取組みを記入する。	

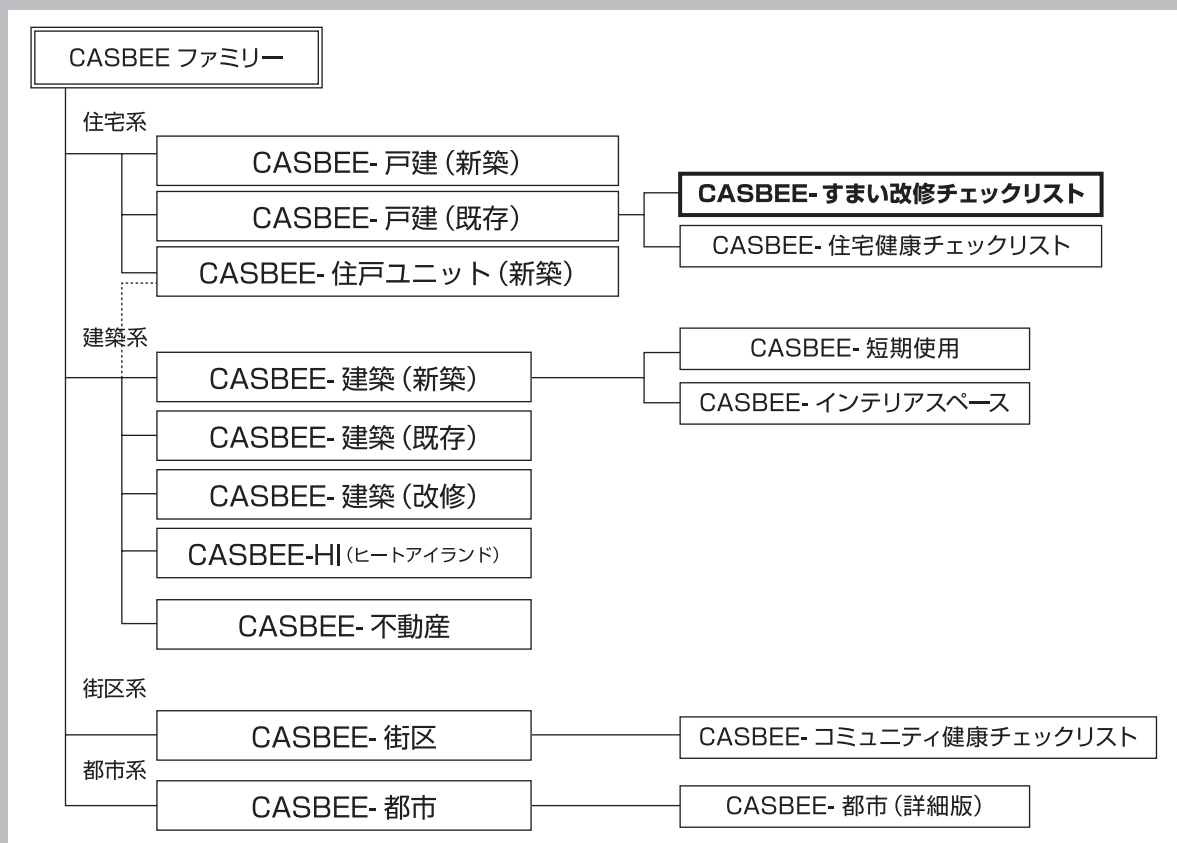
3. すまいを長く使い続ける

評価項目	評価基準	
(1) 住宅を長期間に 使用できるよ う耐久性が確 保されている か	レベル 1	躯体または基礎に構造耐力に影響を与える程の著しい劣化が見られる、または劣化状況を確認できない。
	レベル 2	躯体と基礎に構造耐力に影響を与える程の著しい劣化が見られない。
	レベル 3	レベル 2 を満たした上で、外装（屋根防水材、外壁材）にも性能上の問題が見られない。
	レベル 4	レベル 3 を満たした上で、日本住宅性能表示基準「3-1 劣化対策等級（構造躯体等）」の等級 3 を満たす。
	【補足説明】 ・住宅を長期間に使用できる耐久性能を、躯体や外装材の劣化の程度と、構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するために必要な対策の程度により評価する。	
(2) 自然災害に耐 える性能が確 保されている か	レベル 1	現在の耐震基準を満たさない、または性能が確認できない。
	レベル 2	現在の耐震基準を満たさないが、耐震性能の向上に係わる何らかの改修が実施されている。
	レベル 3	現在の耐震基準を満たす。
	レベル 4	日本住宅性能表示基準「1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」（既存住宅）の等級 2 を満たす。
	【補足説明】 ・自然災害に耐える建物の強さを、地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさにより評価する。 ・「耐震性能の向上に係わる何らかの改修」とは、例えば、基礎の補強、接合部の補強、耐力壁の増加、屋根の軽量化を示す。水準は問わない。	
(3) 維持管理が容 易に行えるよ う配慮されて いるか	レベル 1	配管がコンクリート内に埋め込まれている。
	レベル 2	配管がコンクリート内に埋め込まれていない。
	レベル 3	レベル 2 を満たした上で、点検や清掃ができる開口が設けられている。
	レベル 4	レベル 3 を満たした上で、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されている。
	【補足説明】 ・配管は、排水管、給水管、給湯管、ガス管の全てとする。	

CASBEE® ファミリーのご紹介

CASBEEには、評価の対象や目的に合わせて様々なツールが用意されており、これを総称してCASBEEファミリーと呼んでいます。ここに紹介する各ツールの内容については、CASBEEのウェブサイトより詳細をご覧ください。

(CASBEEウェブサイト：<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/>)



CASBEE評価員制度

IBECでは、CASBEEの評価を正しく実施できる者を養成することを目的としたCASBEE評価員制度を実施しています。評価員になることで第三者に対してCASBEEの評価結果を示したりする際に、資格者による評価であることを示すことができます。現在、評価員制度はその対象となるツールによって、CASBEE戸建評価員、CASBEE建築評価員、CASBEE不動産評価員の3つの種別があります（CASBEEすまい改修チェックリストの使用には評価員資格は必要ありません）。

■ 発行：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構
〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館
<http://www.ibec.or.jp/>

■ 企画・編集：
CASBEE 研究開発委員会 すまい検討小委員会
CASBEE 既存簡易版検討 WG
(主査：清家剛、幹事：近田智也、委員：秋元孝之、伊香賀俊治、山本正顕、林哲也、三井所清史、早津隆史 [所属・敬称略])

■ 協力：一般社団法人 日本サステナブル建築協会
<http://www.jsbc.or.jp/>